

速攻 組織再編

しっかり潰しておきたい
得点のポイント

辰巳専任講師
朝倉日出男

辰巳法律研究所

組織再編

第1節 総論

当レジュメでは、組織再編を組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転の総称として用いる。

組織再編において、当事会社のうち一方の会社が他方の会社の権利義務等を承継する場合を吸収型といい、これに対して会社の権利義務等を組織再編によって新たに設立する会社（新設会社）に承継させる場合を新設型という。

また、権利義務等を譲り渡す会社を消滅会社等と呼び、権利義務等を譲り受ける会社（設立会社を含む）を存続会社等と呼ぶ。

1 組織再編の種類

各組織再編の内容は次の通りである。

会 18-29

会 21-34

組織再編	吸収型 新設型	内容
組織変更		株式会社が持分会社又は持分会社が株式会社となることをいう（2㉔）
合併	吸収合併 吸収型	会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいう（2㉕）
	新設合併 新設型	2以上の会社がする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいう（2㉖）
会社分割	吸収分割 吸収型	株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいう（2㉗）
	新設分割 新設型	1又は2以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいう（2㉘）
株式交換	吸収型	株式会社がその発行済株式の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることをいう（2㉙）
株式移転	新設型	1又は2以上の株式会社がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させることをいう（2㉚）

2 当事会社

組織再編は株式会社と持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社の総称）の様な種類の異なる会社が当事者となることができる。ただし、会社法に規定されている会社であれば、組織再編の全てができるわけではなく、株式会社を除く会社（持分会社）は、組織再編のうちできるものとできないものがある。

会社ごとの組織再編の可否は次に掲げるとおりである。

会 18-29
会 19-35
会 27-34
会 28-33

組織再編		株式会社（※）	持分会社
組織変更		○	○
合併	存続（新設）会社	○	○
	消滅会社	○	○
会社分割	承継（新設）会社	○	○
	分割会社	○	合同会社に限り○
株式交換	完全親会社	○	合同会社に限り○
	完全子会社	○	
株式移転	完全親会社	○	
	完全子会社	○	

- （※）
- ・ 清算株式会社及び特例有限会社は、合併の存続会社・会社分割の承継会社になることはできない（474,会整備 37）。 24-32
 - ・ 清算株式会社及び特例有限会社には、株式交換・株式移転の規定は適用されない（509 I ③,会整備 38）。 29-35

第2節 手続

1 手続の概要

組織再編を行う場合、およそ次の流れで手続を行う。ただし、下記表の③～⑥までの手続の順番はどれを先に行っても構わない。

手続の流れ
①組織再編契約（計画）の作成⇒ ②組織再編契約（計画）の事前開示⇒ ③会社の承認⇒ ④株券・新株予約権証券の提供公告及び通知⇒ ⑤株式・新株予約権の買取請求⇒ ⑥債権者保護手続⇒ ⑦効力発生・登記申請⇒ ⑧事後開示

2 事前開示

組織再編の当事会社である株式会社は、組織再編契約（計画）等備置開始日から効力発生日後 6 ヶ月を経過するまでの間、組織再編契約（計画）等に関する一定の書面を本店に備え置き、各当事会社の株主、新株予約権者及び債権者の閲覧等に供しなければならない（782,794,803）。

なお、持分会社においては、利害関係人が少ないため、当該手続を要しない。

会 29-34

3 承認決議

会社が組織再編を行う場合、組織再編契約（計画）について下記に掲げる承認を受けなければならない。

(1) 持分会社

持分会社が組織再編を行う場合、定款に別段の定めがある場合を除き、**原則として持分会社の総社員の同意を得なければならない**（781 I 793 I 802 I ②）。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、社員の過半数の一致又は業務執行社員の過半数の一致があればよい。◆ **添付書類** 総社員の同意書又は社員の一致を証する書面

- ① 会社分割において合同会社が分割会社となる場合であって、権利義務の一部を承継（新設）会社に承継させる場合
- ② 吸収型組織再編において持分会社が存続会社等となる場合であって、消滅会社等の社員（株主）が新たに存続会社等の社員として加入しない場合

(2) 株式会社

株式会社が**組織変更**を行う場合、**総株主の同意を得なければならない**（776 I）。組織変更以外の組織再編を行う場合、**原則として株主総会の特別決議による承認を受けなければならない**（783 I, 795 I, 804 I, 309 II ⑨）。この他、種類株式発行会社で、株主に損害が及ぶおそれがある場合には、当該種類株主による種類株主総会の特別決議を要する（322 I ⑦～⑬）。ただし、定款によって省略する旨を定めている場合を除く。なお、次に掲げる場合に該当するときは、承認決議の要件が原則と異なる。

- ◆ **添付書類** ・株主全員の同意書・株主総会議事録・種類株主総会議事録・株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）

i 交付対価による承認決議の厳格化

組織再編を行うことによって、①交付する対価が存続会社等の譲渡制限株式及び持分会社の持分である場合又は②設立する会社が持分会社である場合には、承認決議は厳格化する。

- ◆ **添付書類** 下記表の承認決議の要件に応じた議事録、総株主の同意書

厳格化される組織再編		種類株式発行会社の可否	①交付対価（※）又は②設立会社	承認決議の要件
消滅会社等	合併 ・株式交換 ・株式移転	公開会社である 単一株式発行会社 ----- 種類株式発行会社	①全部又は一部が 譲渡制限株式	株主総会の特殊決議 ----- ・株主総会の特別決議 ・種類株主総会の特殊決議
	吸収合併 ・株式交換	単一株式発行会社 ----- 種類株式発行会社	①全部又は一部が持分	総株主の同意 ----- ・株主総会の特別決議 ・種類株主全員の同意
	新設合併		②持分会社	総株主の同意
存続会社等	吸収合併 ・株式交換 ・吸収分割	種類株式発行会社	①全部又は一部が 譲渡制限株式	・株主総会の特別決議 ・種類株主総会の特別決議

19-34
20-32

(※) 種類株式発行会社の場合、消滅会社については、譲渡制限株式の種類株主以外の種類株主が表の対価を受ける場合。存続会社においては、表の対価を消滅会社の株主に対し交付する場合。

4 略式組織再編

(1) 特別支配会社とは

ある株式会社の総株主の議決権の10分の9（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）以上を他の会社及び当該他の会社の完全子会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合の当該他の会社を特別支配会社という（468 I）。

(2) 要件

組織再編を行う場合において、存続会社等が消滅会社等の特別支配会社であるとき又は消滅会社等が存続会社等の特別支配会社であるとき、特別支配を受ける他方の会社については、株主総会の承認決議を要しない（784 I, 796 I）。

会 26-34

- ◆ 添付書類 ① 略式組織再編の要件を満たすことを証する書面
- ② 取締役の一致を証する書面（取締役会議事録）

特別 支配会社	略式手続可能 な組織再編	効果	株主の 差止請求	反対株主の 株式買取請求
存続会社等	吸収合併・吸収 分割・株式交換	消滅会社等の株主総会 による承認決議を省略 することができる	有り (784の2)	なし
消滅会社等	吸収合併・吸収 分割・株式交換	存続会社等の株主総会 による承認決議を省略 することができる	有り (796の2)	なし

(3) 略式組織再編ができない場合

30-33

省略できない場合
① 合併及び株式交換を行う場合の交付する対価の全部又は一部が譲渡制限株式であり、消滅会社等が公開会社であり、かつ、単一株式発行会社である場合（784 I）。
② 吸収合併・吸収分割・株式交換を行う場合において、対価の全部又は一部が譲渡制限株式であつて、存続会社等が公開会社でない場合（796 I）。

5 簡易組織再編

(1) 要件

組織再編を行う場合において、存続会社等が消滅会社等に対して交付する対価が存続会社等の純資産額の5分の1以下であるとき又は消滅会社等が存続会社等に承継させる資産が総資産額の5分の1以下であるときは、**株主総会の承認決議を要しない**(784Ⅱ,805)。なお、定款において純資産額・総資産額の5分の1を下回る割合とすることもできる。

- ◆ **添付書類** ① 簡易組織再編の要件を満たすことを証する書面② 取締役の一致を証する書面（取締役会議事録）③ 簡易組織再編に反対する株主があった場合には、代表者の作成に係る証明書（法務省令規定により定める数に一定数達しないことを証する書面）

	簡易手続可能な組織再編	効果	株主の差止請求	反対株主の株式買取請求
存続会社等	吸収合併・吸収分割・株式交換	存続会社等の株主総会による承認決議を省略することができる	なし (796の2)	なし
消滅会社等	吸収分割・新設分割	消滅会社等の株主総会による承認決議を省略することができる	なし	なし (785Ⅰ,806Ⅰ)

(2) 簡易組織再編ができない場合

以下の5つの場合は、簡易再編の場合であっても、株主総会の特別決議は省略できない(796Ⅱ,Ⅲ)。

省略できない場合
① 合併の対価として、存続会社等の譲渡制限株式を交付する場合であって、存続会社が 非公開会社 であるとき
② 会社施行規則197条により定められた一定の株式(※)を有する存続会社等の株主が合併等に 反対する旨を存続会社等に対して通知したとき (※細かい規定であるが、ざっくり説明すると『議決権の約6分の1以上』)
③ 吸収合併又は吸収分割の場合であって、存続会社が消滅会社等から承継する債務(承継債務額)が、承継する資産額(承継資産額)を超えるとき
④ 吸収合併又は吸収分割の場合であって、『合併等の対価の帳簿価額』>『承継資産額-承継債務額』となるとき 要するに、合併・会社分割をする価値以上の対価を支払うとき
⑤ 株式交換の場合であって、『株式交換の対価の帳簿価額』>『取得する完全子会社の株式の額』となるとき 要するに、完全子会社の株式の価値以上の額を対価として支払うとき

会 28-33

14-32

19-34

26-35

6 交付対価

(1) 株主への交付対価

存続会社等は、組織再編を行う場合、消滅会社等の株主にその有する株式に応じて、組織再編の対価として、次に掲げるものを交付する。

吸収型組織再編	存続会社等の株式を交付する必要はなく（対価の柔軟化）、対価として財産と評価できるものを交付する（749 I ②, 751 I ③, 758④, 760⑤, 768 I ②, 770 I ③）。（※）
新設型組織再編	新設会社の株式（又は持分）を交付する必要がある。なお、新設会社の株式に加えて新設会社の新株予約権等を交付することもできる（753 I ③等）。

（※） 対価を交付しないとすることもできる。

(2) 新株予約権者への交付対価

①株式会社が組織変更をする場合及び②合併をする場合の消滅会社側の新株予約権は、組織変更及び合併をすることにより必ず消滅するため、当該新株予約権者に対し対価を交付しなければならない（745 V, 750 IV, 752 V, 754 IV, 756 IV）。また、上記①及び②を除く組織再編を行う場合、組織再編契約（計画）によって消滅会社等の新株予約権を消滅させることができる。この場合においても、当該新株予約権者には対価が交付される（759 IX, 764 XI, 769 IV, 774 IV）。

	存続会社等 ・ 設立会社	交付対価	消滅会社等の 新株予約権
組織変更	株式会社から 持分会社	金銭に限る	組織変更により消滅
合併	株式会社	金銭又は存続会社等・ 新設会社の新株予約権	合併により消滅
	持分会社	金銭に限る	
会社分割・株式 交換・株式移転	株式会社 (※)	存続会社等・新設会社 の新株予約権に限る	組織再編契約（計画） に定めた場合に消滅

（※） 会社分割の存続会社等・新設会社が持分会社である場合及び株式交換の完全親会社が合同会社である場合には、組織再編契約（計画）において消滅会社等の新株予約権を消滅させることができない。

会 21-34
会 26-34
会 27-34
会 28-33
会 30-34

会 24-34

7 株券・新株予約権証券の提供公告及び通知

(1) 株券提供公告及び通知

株券発行会社（現に株式の全部について株券を発行していない会社を除く）、組織変更をする場合又は合併、株式交換及び株式移転の消滅会社等になる場合には、株券提供公告を要する。 参照： 株券

会 27-34
会 30-33

- ◆ 添付書類 株券提供公告をしたことを証する書面又は株券全部について発行していないことを証する書面

(2) 新株予約権証券提供公告及び通知

新株予約権証券又は新株予約権付社債券を発行している会社が、組織変更をする場合又は合併、分割、株式交換及び株式移転の消滅会社等となる場合であって当該会社の新株予約券又は新株予約券付社債が消滅するときは、新株予約権公告を要する。

参照： 新株予約権

- ◆ 添付書類 新株予約権証券提供公告をしたことを証する書面又は新株予約権証券を発行していないことを証する書面

8 株式・新株予約権の買取請求

(1) 株式買取請求

原則	組織再編に反対する株主は、自社に対して株式の買取を請求することができる（785,797,806）。
例外	次のいずれかに該当する場合は、株主は株式の買取を請求することができない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織再編を行う場合において、総株主の同意が必要な場合（783Ⅱ,804Ⅱ） ・ 簡易組織再編を行う場合（797Ⅰ但） ・ 略式組織再編を行う場合の特別支配会社（785Ⅱ②, 797Ⅱ②）
買取請求の効力発生時期	組織再編の効力発生日（786Ⅵ）

会 21-33
会 27-34
会 30-34

(2) 新株予約権買取請求

①株式会社が組織変更をする場合及び②合併の存続会社等が持分会社である場合における消滅会社の新株予約権者は、自己の有する新株予約権の買い取りを請求することができる(777)。

上記①及び②を除く、組織再編を行う場合において存続会社等が株式会社であるときは、次に掲げる表に該当する消滅会社等の新株予約権を有する新株予約権者は、当該新株予約権の買い取りを請求することができる。

会 29-34

合併	新株予約権の内容として組織再編に際して新株予約権が承継される旨及びその条件が定められている場合に、当該条件と合致する新株予約権以外の新株予約権(787 I ①,808 I ①)
合併以外の 組織再編	次に掲げる新株予約権のうち組織再編に際して新株予約権が承継される旨及びその条件が定められている場合に、当該条件と合致する新株予約権以外の新株予約権(787 I ②,③808 I ②③) ① 組織再編契約(計画)新株予約権 ② ①以外の新株予約権であって、組織再編する場合において当該新株予約権の新株予約権者に存続会社等の新株予約権を交付することとする旨の定めがある新株予約権

会 19-35

9 債権者保護手続

(1) 意義

会社が組織再編を行う場合、会社の債権者に重大な影響を与えるため債権者保護手続を行わなければならないときがある。

会 18-29

会 19-35

会 21-34

(2) 対象債権者

会社が①組織変更を行う場合、②合併を行う場合及び③会社分割の存続会社等となる場合には、必ず会社の全債権者に対して債権者保護手続が行われる(781 II,789 I ①,799 I ①②,810 I ①,813 II)。

上記①～③以外の組織再行為に関しては次に掲げる場合に当該表の債権者に対して債権者保護手続を行う。

i 持分会社

手続対象の会社	債権者保護手続が必要な場合及びその対象債権者(813 II)
会社分割の 分割会社側	会社分割後、分割会社に対して債務の履行をできない債権者
株式交換の 完全親会社側	株式交換の対価として、完全親会社の持分以外の財産を交付する場合は、全債権者

ii 株式会社

会 18-29

手続対象の会社		債権者保護手続が必要な場合及びその対象債権者	会 19-35
会社分割の 分割会社側 (789 I ②, 799 I ②, 810 I ②)		① 吸収分割後、分割会社に対して債務の履行を請求できない債権者 ② 会社分割の分割会社が会社分割の効力発生日に全部取得条項付き株式を取得し、当該株式の行使に際し取得対価として存続会社等の株式又は持分が交付される場合は、全債権者 ③ 会社分割の分割会社が会社分割の効力発生日に剰余金の配当として存続会社等の株式が配当される場合は、全債権者	会 21-34 会 23-32 会 27-34 26-35
株式交換	完全親会社側 (789 I ③, 799 I ③)	① 完全子会社の新株予約権付社債を承継する場合は、全債権者 ② 株式交換の対価として、完全親会社の株式以外の財産を交付する場合は、全債権者	
	完全子会社側 (789 I ③)	新株予約権付社債が完全親会社に承継される場合は、当該新株予約権付社債権者	
株式移転の完全子会社側(810 I ③)		新株予約権付社債が完全親会社に承継される場合は、当該新株予約権付社債権者	

(3) 通知及び公告

具体的な債権者保護手続は次の表の通りである。債権者が下記手続期間内に異議を述べたときは、組織再編をしても当該債権者を害するおそれがないときを除き、株式会社はその債権者に対し、**弁済**し、若しくは相当の**担保を提供**し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を**信託**しなければならない。

- ◆ **添付書類** 債権者を害するおそれがないことを証する書面又は異議を述べた債権者に弁済等をしたことを証する書面

通知・公告	通常	1ヶ月以上の一定の期間内に組織再編について異議を述べることができる旨等を 官報に公告 し、かつ、知れている債権者には、各別の 催告 をしなければならない ◆ 添付書類 公告及び催告をしたことを証する書面
	省略	官報のほか、定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告により公告するときは、債権者に対する各別の 催告 を省略することができる(※) ◆ 添付書類 公告をしたことを証する書面

(※) 次に掲げる場合は、債権者に対する各別の催告を省略することができない。

会 26-34

- ① 会社分割の分割会社が行う債権者保護手続につき、当該会社に不法行為債権者がいる場合(789Ⅲ)

19-34

21-31

② 合併の消滅会社が行う債権者保護手続きにつき、当該消滅会社が合名会社又は合資会社であり、かつ存続会社等が株式会社又は合同会社である場合（793 II,813 II）

③ 合名会社又は合資会社が組織変更をする場合（781 II）

11-33

会 29-34

(4) 会社分割において各別の催告を受けなかった債権者の保護

会社分割に異議を述べることのできる**分割会社の債権者**であって、**各別の催告を受けなかったものは**、吸収分割契約等により会社分割後に分割会社に対して債務の履行を請求できないとされていた場合であっても、分割会社に対して分割会社が会社分割の効力が生じた日に有していた財産の価格を限度として当該債務の履行を請求することができる（759 II III）。

⇒ ただし、官報公告に加えて日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告による公告が行われた場合には、各別の催告を受けなかったとしても、本来債務を負担しない会社に対する履行の請求は認められていない（不法行為債権者を除く）。

(5) 詐害的な吸収分割

分割会社が、分割承継株式会社に承継されない債務の債権者（残存債権者）を害することを知って会社分割をした場合に、残存債権者は、承継会社に対して、承継した財産の価額を限度として、自己に対する債務の履行を請求することができる（759 IV, 761 IV, 764 IV, 766 IV）。ただし、以下の場合は履行の請求ができない。

会 28-33

また、この保護規定は、新設分割、事業譲渡にもある。

<p>債務の履行を請求できない場合 (759 V)</p>	<p>① 吸収分割承継会社が残存債権者を害すべき事実を知らなかったとき（759 IV）。</p> <p>② 全部取得条項付種類株式の取得に関する定めがある場合（取得対価が吸収分割承継株式会社の株式のみであるものに限る）。</p> <p>③ 剰余金の配当をする定めがある場合（配当財産が吸収分割承継株式会社の株式のみであるものに限る）。</p>
<p>行使期間</p>	<p>分割会社が残存債権者を害することを知って、分割をしたことを知った時から2年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。効力発生日から20年を経過したときも同様（759 VI, 764 VI）。</p>

10 独占禁止法に基づく届出が必要な場合

(1) 届出が必要な場合

会社は、合併をしようとする場合において、当該合併をしようとする会社のうち、いずれか1の会社に係る国内売上高合計額が200億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか1の会社に係る国内売上高合計額が50億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該合併に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、すべての合併会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない（独禁15ⅡⅢ）。

⇒ 届出受理の日から30日（公正取引委員会が機関を短縮したときは、その期間）を経過するまでは、合併をすることができない。

(2) 申請情報

合併等につき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条第2項、第15条の2第2項若しくは第3項又は第15条の3第2項の規定による届出をした場合においては、合併による変更若しくは設立の登記の申請書には、届出をした年月日を記載し、同法第15条第3項、第15条の2第4項又は第15条の3第3項において準用する同法第10条第8項ただし書の規定による期間の短縮があったときは、その期間をも記載しなければならない（商規110）。

11 組織再編等の差止請求

消滅会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、以下のいずれかの場合、組織再編等の差止請求をすることができる。ただし、簡易吸収分割の場合を除く（784の2）。

すべての組織再編	吸収合併等で法令又は定款に違反する場合
略式組織再編 の場合のみ	吸収合併等の条件が著しく不当である場合

⇒ 差止請求は、仮の地位を定める仮処分（民保23Ⅱ）の申立てとして行われる。この仮処分命令申立ての際には、被保全権利と保全の必要性を疎明する必要がある（民保13）、被保全権利として、組織再編の差止請求権の存在を疎明することになる。

12 効力発生日

(1) 組織変更・吸収型組織再編

組織再編契約（計画）において、効力発生日と定めた日（745Ⅰ,747Ⅰ,750Ⅰ,752Ⅰ,759Ⅰ,761Ⅰ,769Ⅰ,771Ⅰ）。

⇒ 吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない（750Ⅱ,752Ⅱ）。

会 18-29
会 21-34
会 30-34
22-32.26-35

(2) 新設型組織再編

組織再編（計画）による設立登記をした日（754 I, 756 I, 764 I, 766 I, 774 I）。

(3) 効力発生日の変更

組織変更及び吸収型組織再編の場合は、組織変更を行う会社又は吸収型組織再編の当事会社の合意により効力発生日を変更することができる（780 I, 790 I）。ただし、この場合、効力発生日の前日までに変更後の効力発生日を公告しなければならない（780 II, 790 II）。◆ **添付書類** 効力発生日を変更した取締役会議事録又は取締役の過半数の一致を証する書面（存続会社側）及び変更契約書（組織変更を除く）

30-33

1.3 事後開示

組織変更を除く、組織再編の当事会社である株式会社は、組織再編の効力の発生日後 6 ヶ月を経過するまでの間、組織再編契約（計画）等に関する一定の書面を本店に備え置き、各当事会社の株主、新株予約権者及び債権者の閲覧等に供しなければならない（791, 801, 811, 815）。

なお、持分会社においては、利害関係人が少ないため、当該手続を要しない。

会 29-34

第3節 登記申請手続1 総説

申請すべき登記の内容は、組織再編の種類によって異なるため組織再編を行った場合、組織再編の種類に応じて次に掲げる登記を申請する。

会 26-34

8-31.17-34

組織再編の種類	当事会社	申請すべき登記	登記申請人
組織変更 (920)	変更前の会社	解散登記	変更後の会社の代表者
	変更後の会社	設立登記	会社の代表者
合併 (921,922)	消滅会社	解散登記	存続（設立）会社の代表者
	存続（設立）会社	吸収合併：変更登記 新設合併：設立登記	存続（設立）会社の代表者
会社分割 (923,924)	分割会社	変更登記	分割会社の代表者
	承継（設立）会社	吸収分割：変更登記 新設分割：設立登記	承継（設立）会社の代表者
株式交換 (911 III ⑫, 915 I)	完全親会社	原則不要（※1）	完全親会社の代表者
	完全子会社	原則不要（※2）	完全子会社の代表者
株式移転（911 III ⑬, 915 I, 925）	完全親会社	設立登記	完全親会社の代表者
	完全子会社	原則不要（※2）	完全子会社の代表者

（※1） 完全親会社が株式又は新株予約権を発行した場合、組織再編により完全親会社の資本金の額が増加した場合は、それぞれ登記事項に変化が生じるため変更登記が必要となる。

- (※2) 株式交換又は株式移転をする場合に完全子会社の新株予約権に代えて完全親会社の新株予約権を交付する場合は、完全子会社の新株予約権は、消滅するため変更登記が必要となる。

2 申請方法

次の掲げる方法によって、組織再編による登記をそれぞれ申請しなければならない。

組織変更	組織変更による解散の登記及び設立の登記の申請は、会社の本店所在地に同時に申請（同時申請）しなければならない（商登 78 I,107 II,114,123）（※）
組織変更以外の組織再編	<p>① 存続会社等に関する登記と消滅会社等に関する登記の申請は、存続会社等の本店所在地に同時に申請（同時申請）しなければならない（商登 82 III,87 II,91 II）（※）</p> <p>② 存続会社等と消滅会社等の本店の所在地を管轄する登記所が異なる場合、消滅会社等に関する登記の申請は、存続会社等の本店を管轄する登記所を経由して申請（経由申請）しなければならない（商登 82 II,87 I,91 I）（※）</p>

- (※) いずれかの申請に却下事由があるときは、共に却下される（商登 78 III,83 I,88 I,92 I,107 II,114,123）。

3 申請書

(1) 合併登記

i 合併による変更登記（例：吸収合併）

事由	吸収合併による変更	
事項	平成〇年〇月〇日横浜市神奈川区鶴屋町二丁目 23 番 5 号シャイン株式会社を合併 同日次のとおり変更 発行済株式の総数 4000 株 資本金の額 金 2 億 5000 万円	
課	金 5000 万円	
税	金 35 万円（登録税別表 1, 24, (1) 子）	・ ・ （※1）
添	委任状 1 通 合併契約書 1 通 （その他添付書面については便宜省略）	・ ・ （※2, 3, 4）

- (※1) 合併においては、申請件数 1 件につき、増加した資本金の額の（課税標準金額）の 1000 分の 1.5（消滅会社の合併直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、1000 分の 7。計算後の税額が 3 万円に満たない場合は、金 3 万円）である（登録税別表 1, 24, (1) へ）。

30-33

- (※2) 「登録免税法施行規則第12条5項の規定に関する証明書」を添付する。
- (※3) 消滅会社等の本店所在地の管轄登記所が、**存続会社等の本店所在地の管轄登記所と異なる場合は**、作成後3ヶ月以内の「消滅会社等の登記事項証明書」を添付する。
- (※4) 合併の手續に応じた添付書面を添付する。 参照： 手續

ii 合併による解散登記

2-37

事由	吸収合併による解散	
事項	平成〇年〇月〇日東京都新宿区高田馬場三丁目3番3号サンライズ株式会社に合併し解散	
税	金3万円(登録税別表1, 24, (1)レ)	
添	なし	・・・(※)
申請人に関する事項	(代表取締役の住所に関する事項は省略)	
	横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番5号	
	申請人 シャイン株式会社	
	東京都新宿区高田馬場三丁目3番3号	
	存続会社 サンライズ株式会社	
	代表取締役 道明寺日出男	

(※) 消滅会社の議事録等に関しては、存続会社等の申請書に添付するため、組織再編による解散の登記の申請書には、一切の添付書面を要しない。

(2) 吸収分割登記

i 承継会社について

事由	吸収分割による変更	
事項	平成〇年〇月〇日東京都新宿区高田馬場三丁目3番3号サンライズ株式会社から分割 同日次のおり変更 発行済株式の総数 4000株 資本金の額 金2億5000万円	
課	金5000万円	
税	金35万円(登録税別表1, 24, (1)チ)	・・・(※1)
添	委任状1通 (その他添付書面については便宜省略)	・・・(※2)

(※1) 申請件数 1 件につき、増加した資本金の額 1000 分の 7 (計算後の税額が 3 万円に満たない場合は、金 3 万円) である (登録税別表 1, 24, (1) チ)。なお、別表の区分は異なるが、株式交換についても同様の課税方法である (登録税別表 1, (1ニ))。

(※2) 各種類の組織再編の手續に応じた添付書面を添付する。 参照： 手續

ii 分割会社について

事由	吸収分割による変更	・ ・ (※1)
事項	平成〇年〇月〇日横浜市神奈川区鶴屋町二丁目 23 番 5 号 株式会社シャインに分割	
税	金 3 万円 (登録税別表 1, 24, (1) ツ)	
添	委任状 1 通	
	印鑑証明書 1 通	・ ・ (※2, 3)

(※1) 吸収分割の承認決議をする株主総会において、資本金の額の減少をも決議をし、債権者保護手續を適法に行っている場合で、かつ、会社分割の登記が経由申請ではない場合 (分割会社と承継会社の**本店所在地の管轄登記所が同一の場合**) においては、分割会社の登記申請書に、『会社分割による変更登記』と『資本金の額の減少による変更登記』を同時に申請することができる (登研 707P193)。

26-35

(※2) 分割会社の本店と承継会社の本店の登記所の管轄が異なるときは作成後 3 ヶ月以内の分割会社の代表者の「印鑑証明書」の添付を要する。

(※3) 分割会社の議事録等に関しては、承継会社の申請書に添付するため、分割会社の申請書には添付を要しない。

(3) 株式交換登記

i 株式交換による変更（完全親会社について）

事由	株式交換
事項	平成○年○月○日次のとおり変更 発行済株式の総数 4000 株 資本金の額 金 2 億 5000 万円
課	金 5000 万円
税	金 35 万円（登録税別表 1, 24, (1) チ）
添	委任状 1 通 （その他添付書面については便宜省略）

ii 株式交換による変更（完全子会社について）

新株予約権が承継される時のみ申請する。

事由	株式交換	
事項	平成○年○月○日株式交換契約新株予約権消滅	・・(※1)
税	金 3 万円（登録税別表 1, 24, (1) ツ）	
添	委任状 1 通	
	印鑑証明書 1 通	・・(※2)

(※1) 株式移転の場合は、年月日株式移転計画新株予約権消滅と記載する。

(※2) 消滅会社等の本店と存続会社等の本店の登記所の管轄が異なるときは作成後 3 ヶ月以内の消滅会社等の代表者の「印鑑証明書」の添付を要する。

(4) 組織変更登記

i 組織変更による設立登記（例：持分会社から株式会社への組織変更）

事由	組織変更による設立	・・(※1)
事項	商号 サンライズ株式会社	
	本店 東京都新宿区高田馬場三丁目3番3号	
	会社成立の年月日 平成5年3月1日	
	(便宜省略)	・・(※2)
	登記記録に関する事項	
	平成25年6月28日サンライズ合名会社を組織変更し設立	・・(※3)
課	金500万円	
税	金3万円(登録税別表1, 24, (1)ホ)	・・(※4)
添	定款 1通	・・(※5)
	登録免税法施行規第12条4項の規定に関する証明書 1通	・・(※6)
	委任状 1通	
	(その他添付書面については便宜省略)	・・(※7)
		・・(※8, 9, 10, 11)

会 19-35

会 21-34

21-31

- (※1) その他の組織再編で会社を設立した場合、新設合併等により設立した旨を記載する。

新設合併	年月日新設合併の手續終了
株式移転	年月日株式移転の手續終了
新設分割	年月日新設分割の手續終了

- (※2) その他の組織再編で会社を設立した場合、株式会社又は持分会社の登記事項を全て記載する。
- (※3) ・ 株式移転を除くその他の組織再編によって会社を設立した場合、登記記録に関する事項として、組織再編によって設立した旨を記載する。
- ・ 株式移転により設立した場合、登記記録に関する事項として設立した旨を記載する。
- (※4) ・ 申請件数1件につき、資本金の額(課税標準金額)の1000分の1.5(組織変更前の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、1000分の7、計算後の税額が金3万円に満たない場合は、金3万円(登録税別表1, 24, (1)ホ))。新設合併も同様である。
- ・ 株式会社から持分会社になる組織変更をする場合は、金6万円である(登録税別表1, 24, (1)ロ)。

- ・ 新設分割による設立の場合は、申請件数 1 件につき、増加した資本金の額 1000 分の 7（計算後の税額が 3 万円に満たない場合は、金 3 万円）である（登録税別表 1, 24, (1) ト）。
- ・ 株式移転による設立の場合は、申請件数 1 件につき、増加した資本金の額 1000 分の 7（計算後の税額が 15 万円に満たない場合は、金 15 万円）である（登録税別表 1, 24, (1) イ）。

- (※5) 組織変更による設立及び新設型組織再編の場合、定款には公証人の認証は不要である。
- (※6) 新設合併により設立する場合、「登録免税法施行規第 12 条 3 項の規定に関する証明書」を添付する。
- (※7) 各種の組織再編の手に応じた添付書面を添付する。 参照： 手続
- (※8) 株式会社から合資会社になる組織変更をする場合は、「有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面」を添付する。
- (※9) 新設分割又は株式移転による設立の場合、商業登記規則 61 条 4 項 5 項の「印鑑証明書」を添付する。
- (※10) 組織変更による設立及び新設型組織再編の場合、印鑑証明書の添付を要しない設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役については、本人確認証明書を添付する（商規 61VII）。
- (※11) 消滅会社等の本店所在地の管轄登記所が、新設会社の本店所在地の管轄登記所と異なる場合は、作成後 3 ヶ月以内の「消滅会社等の登記事項証明書」を添付する。

ii 組織変更による解散登記

事由	組織変更による解散
事項	平成〇年〇月〇日東京都新宿区高田馬場三丁目 3 番 3 号 辰巳商事株式会社に組織変更し解散
税	金 3 万円（登録税別表 1, 24, (1) レ）
添	なし

【まとめ】

添付書面が全く不要の場合（委任状すら不要）

- | |
|---|
| <p>① 本店所在地における合併による解散の登記（商登 82IV）</p> <p>② 本店所在地における組織変更による解散登記（商登 78II）</p> <p>③ 支店所在地における組織変更による解散の登記（商登 78II）</p> <p>④ 特例有限会社の商号変更による解散登記（整備法 136XXII）</p> <p>⑤ 持分会社の種類変更による解散登記（商登 106II）</p> |
|---|

辰 巳 法 律 研 究 所

大 阪 本 校 : 〒530-0051 大阪市北区太融寺町 5-13 東梅田ハ-ビル 3F
TEL06-6311-0400 (代表)

<http://www.tatsumi.co.jp/oosaka/>

京 都 本 校 : 〒604-8187 京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町 435

京都御池第一生命ビルディング 2F

TEL075-254-8066 (代表)

東 京 本 校 : 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-3-6

TEL03-3360-3371 (代表)

名 古 屋 本 校 : 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南 1-23-3 第 2 アスタービル 4F

TEL052-588-3941 (代表)

福 岡 本 校 : 〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 8F

TEL092-726-5040 (代表)

【提携校】

岡 山 校 : 〒700-0901 岡山市北区本町 6-30 第一セントラルビル 2 号館 8F

TEL086-236-0335 (代表)